

休業給付／傷害給付

(団体総合生活保険)

申込
締切

毎月加入可

毎月20日までのお申込みで、翌月1日午前0時より補償開始(2024年10月1日午後4時まで補償)

もし皆様自身が今、重い病気や大ケガで長期療養が必要となり、働けなくなってしまったとしたら大幅な収入減は避けられません。この保険は、安心して業務にお取り組みいただけるよう、団体割引等の適用により割安な保険料で充実した補償が得られる保険制度です。



POINT1 自宅療養もサポート!

入院中はもちろん、自宅療養(医師の治療を受けていることにより、全く働けない場合)も補償します。*Sタイプ、Aタイプのみ

POINT2 団体契約による割引 15%(S,A,Bタイプ)・10%(C,Dタイプ)

全国社会保険労務士会連合会共済会の団体契約であるため、保険料が割安です。

おすすめ!

- 「天災危険補償特約あり」タイプは、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します!
- オプション「個人賠償責任補償特約」は、自転車事故等による日常生活の賠償事故を補償します!

		休業給付(所得補償)						傷害給付(傷害補償)		オプション			
		Sタイプ		Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ			
		S1	S2	A1	A2	B1	B2	C1	C2	D	D2		
タイプ名		なし		あり		なし		あり		なし		あり	
天災補償		なし		あり		なし		あり		なし		あり	
保険金額(1口あたり)		1ヶ月につき: 10万円 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間: 1年間 免責期間*: 入院のみ0日 上記以外4日 自宅療養も補償)		1ヶ月につき: 10万円 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間: 1年間 免責期間*: 7日 自宅療養も補償)		1ヶ月につき: 9万円 (1日あたり: 3,000円) *1ヶ月を30日として日割計算します。 (保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間: 1年間 免責期間*: 7日 入院のみ補償)		死亡・後遺障害: 620万円 入院1日につき: 3,600円 通院1日につき: 2,500円 *手術保険金は入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。 *傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。		1事故につき下記保険金額を限度に保険金をお支払いします。 国内: 1億円 国内: 無制限 国外: 1億円 国外: 1億円 免責金額(自己負担額)はありません。			
年齢	2023年10月1日現在の年齢	30~34歳	1,100円	1,130円	830円	850円	480円	490円	480円	490円	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律
		35~39歳	1,330円	1,370円	1,030円	1,060円	590円	610円	590円	610円	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律
		40~44歳	1,600円	1,650円	1,290円	1,330円	740円	770円	740円	770円	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律
		45~49歳	1,900円	1,960円	1,540円	1,580円	880円	910円	880円	910円	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律
		50~54歳	2,220円	2,280円	1,780円	1,840円	1,030円	1,050円	1,500円	1,770円	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律
		55~59歳	2,390円	2,460円	1,900円	1,960円	1,100円	1,130円	1,100円	1,130円	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律
		60~64歳	2,510円	2,580円	2,000円	2,060円	1,150円	1,190円	1,150円	1,190円	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律
		65~69歳	3,770円	3,880円	3,000円	3,090円	1,730円	1,780円	1,730円	1,780円	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律	年齢に関係なく一律
保険料例(1口・月額)		180円		210円		180円		210円		180円		210円	
		ご家族*2まとめて補償します。		ご家族*2まとめて補償します。		ご家族*2まとめて補償します。		ご家族*2まとめて補償します。		ご家族*2まとめて補償します。		ご家族*2まとめて補償します。	

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 ご家族の範囲は下記の通りです。

- ご本人の配偶者・ご本人またはその配偶者の同居のご親族・ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様・ご本人が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。
 - 親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい(配偶者を含みません)、未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。
 - 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます)。
 - 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- なお、保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*S~Cいずれかのタイプにご加入の方のみセットできます。

Dタイプは、業務に起因する事故は補償の対象となりません。

加入資格 ① 都道府県会の会員 ② 都道府県会会員の事務所に勤務する職員
③ 全国社会保険労務士会連合会および都道府県会の事務局の役員および職員
④ ①~③の方のご家族(家族とは配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居している親族をいいます。)

保険期間 2023年10月1日午後4時から
2024年10月1日午後4時
※中途加入も毎月受付しています。

のご案内は全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とする団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずパンフレット・「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。お申込にあたっては、巻末のFAX用紙でパンフレット・加入依頼書をご請求ください。

取扱代理店
緑富士株式会社
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1
ミツワ小川町ビル
TEL: 03-5244-5360 [受付時間] 平日9:00~17:00
担当: 佐々木

引受保険会社
(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社
担当課: 広域法人部 法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4153
[受付時間] 平日9:00~17:00